

労働安全衛生法

(健康診断)

第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行なわなければならない。

2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行なわなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

(政令) 第二十二条

2 法第六十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務（第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十二号に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第十二号若しくは第十六号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十六号に係るものを鉱石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。）又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。

- 一 ベンジジン及びその塩
- 一の二 ビス（クロロメチル）エーテル
- 二 ベータ-ナフチルアミン及びその塩
- 三 ジクロルベンジジン及びその塩
- 四 アルファ-ナフチルアミン及びその塩
- 五 オルト-トリジン及びその塩
- 六 ジアニシジン及びその塩
- 七 ベリリウム及びその化合物
- 八 ベンゾトリクロリド
- 九 エチレンイミン
- 十 塩化ビニル
- 十一 オーラミン
- 十二 クロム酸及びその塩
- 十三 クロロメチルメチルエーテル
- 十四 コールタール
- 十五 三・三' -ジクロロ-四・四' -ジアミノジフェニルメタン
- 十六 重クロム酸及びその塩
- 十七 ニツケル化合物（次号に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）

- 十八 ニツケルカルボニル
十九 パラ - ジメチルアミノアゾベンゼン
十九の二 硒(ひ)素及びその化合物 (アルシン及び硒(ひ)化ガリウムを除く。)
二十 ベータ - プロピオラクトン
二十一 ベンゼン
二十二 マゼンタ
二十三 第一号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第八号に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物 (合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。)
二十四 第九号から第二十二号までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

じん肺法

(定期健康診断)

第八条 事業者は、次の各号に掲げる労働者に対して、それぞれ当該各号に掲げる期間以内ごとに一回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。

- 一 常時粉じん作業に従事する労働者 (次号に掲げる者を除く。) 三年
 - 二 常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理二又は管理三であるもの一年
 - 三 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理二である労働者 (厚生労働省令で定める労働者を除く。) 三年
 - 四 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理三である労働者 (厚生労働省令で定める労働者を除く。) 一年
- 2 前条後段の規定は、前項の規定によるじん肺健康診断を行う場合に準用する。

労働安全衛生法

(健康管理手帳)

第六十七条 都道府県労働局長は、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、政令で定めるものに従事していた者のうち、厚生労働省令で定める要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職の後に、当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。ただし、現に当該業務に係る健康管理手帳を所持している者については、この限りでない。

2 政府は、健康管理手帳を所持している者に対する健康診断に関し、厚生労働省令で定めるところにより、

必要な措置を行なう。

3 健康管理手帳の交付を受けた者は、当該健康管理手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

4 健康管理手帳の様式その他健康管理手帳について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

関連政令

第一項 関係

(健康管理手帳を交付する業務)

第二十三条 法第六十七条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

二 ベーターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

三 粉じん作業（じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第二条第一項第三号に規定する粉じん作業をいう。）に係る業務

四 クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務（これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く。）

五 三酸化砒（ひ）素を製造する工程において焙（ばい）焼若しくは精製を行い、又は砒（ひ）素をその重量の三パーセントを超えて含有する鉱石をポツト法若しくはグリナワルド法により製錬する業務

六 コークス又は製鉄用発生炉ガスを製造する業務（コークス炉上において若しくはコークス炉に接して又はガス発生炉上において行う業務に限る。）

七 ビス（クロロメチル）エーテル（これをその重量の一パーセントを超えて含有する

製剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り扱う業務

八 ベリリウム及びその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。)を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(これらの物のうち粉状の物以外の物を取り扱う業務を除く。)

九 ベンゾトリクロリドを製造し、又は取り扱う業務(太陽光線により塩素化反応をさせることによりベンゾトリクロリドを製造する事業場における業務に限る。)

十 塩化ビニルを重合する業務又は密閉されていない遠心分離機を用いてポリ塩化ビニル(塩化ビニルの共重合体を含む。)の懸濁液から水を分離する業務

十一 石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

十二 ジアニシジン及びその塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

関連省令

第一項関係

(健康管理手帳の交付)

第五十三条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。

業 務	要 件
令第二十三条第一号、第二号又は第十二号の業務	当該業務に三月以上従事した経験を有すること。
令第二十三条第三号の業務	じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)第十三条第二項(同法第十五条第三項、第十六条第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により決定されたじん肺管理区分が管理二又は管理三であること。
令第二十三条第四号の業務	当該業務に四年以上従事した経験を有すること。
令第二十三条第五号の業務	当該業務に五年以上従事した経験を有すること。

令第二十三条第六号の業務	当該業務に五年以上従事した経験を有すること。
令第二十三条第七号の業務	当該業務に三年以上従事した経験を有すること。
令第二十三条第八号の業務	両肺野にベリリウムによるび慢性の結節性陰影があること。
令第二十三条第九号の業務	当該業務に三年以上従事した経験を有すること。
令第二十三条第十号の業務	当該業務に四年以上従事した経験を有すること。
令第二十三条第十一号の業務(石綿等 (令第六条第二十三号に規定する石綿等 をいう。以下同じ。)を製造し、又は取り扱う 業務に限る。)	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。 二 石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業(吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。)に一年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにばく露した日から十年以上を経過していること。 三 石綿等を取り扱う作業(前号の作業を除く。)に十年以上従事した経験を有していること。 四 前二号に掲げる要件に準ずるものとして厚生労働大臣が定める要件に該当すること。
令第二十三条第十一号の業務(石綿等を 製造し、又は取り扱う業務を除く。)	両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。

2 健康管理手帳（以下「手帳」という。）の交付は、前項に規定する要件に該当する者の申請に基づいて、所轄都道府県労働局長（離職の後に同項に規定する要件に該当する者にあつては、その者の住所を管轄する都道府県労働局長）が行うものとする。

3 前項の申請をしようとする者は、健康管理手帳交付申請書（様式第七号）に第一項の要件に該当する事実を証する書類（当該書類がない場合には、当該事実についての申立て書）（令第二十三条第八号又は第十一号の業務に係る前項の申請（同号の業務に係るものについては、第一項の表令第二十三条第十一号の業務（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を製造し、又は取り扱う業務に限る。）の項第二号から第四号までの要件に該当することを理由とするものを除く。）をしようとする者にあつては、胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真を含む。）を添えて、所轄都道府県労働局長（離職の後に第一項の要件に 該当する者にあつては、その者の住所を管轄する都道府県労働局長）に提出しなければならない。

第二項関係

（受診の勧告）

第五十五条 都道府県労働局長は、手帳を交付するときは、当該手帳の交付を受ける者に対し、厚生労働大臣が定める健康診断を受けることを勧告するものとする。

（通知）

第五十六条 都道府県労働局長は、前条の勧告をするときは、手帳の交付を受ける者に対し、その者が受ける健康診断の回数、方法その他当該健康診断を受けることについて必要な事項を通知するものとする。

第四項関係

（健康管理手帳の交付）

第五十三条 2 健康管理手帳（以下「手帳」という。）の交付は、前項に規定する要件に該当する者の申請に基づいて、所轄都道府県労働局長（離職の後に同項に規定する要件に該当する者にあつては、その者の住所を管轄する都道府県労働局長）が行うものとする。

3 前項の申請をしようとする者は、健康管理手帳交付申請書（様式第七号）に第一項の要件に該当する事実を証する書類（当該書類がない場合には、当該事実についての申立て書）（令第二十三条第八号又は第十一号の業務に係る前項の申請（同号の業務に係るものについては、第一項の表令第二十三条第十一号の業務（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を製造し、又は取り扱う業務に限る。）の項第二号から第四号までの要件に該当することを理由とするものを除く。）をしようとする者にあつては、胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真を含む。）を添えて、所轄都道府県労働局長（離職の後に第一項の要件に 該当する者にあつては、その者の住所を管轄する都道府県労働局長）に提出しなければならない。

(手帳の様式)

第五十四条 手帳は、様式第八号による。

(手帳の提出等)

第五十七条 手帳の交付を受けた者（以下「手帳所持者」という。）は、第五十五条の勧告に係る健康診断（以下この条において「健康診断」という。）を受けるときは、手帳を当該健康診断を行なう医療機関に提出しなければならない。

2 前項の医療機関は、手帳所持者に対し健康診断を行なつたときは、その結果をその者の手帳に記載しなければならない。

3 第一項の医療機関は、手帳所持者に対し健康診断を行なつたときは、遅滞なく、様式第九号による報告書を当該医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

(手帳の再交付)

第五十九条 手帳所持者は、手帳を滅失し、又は損傷したときは、健康管理手帳再交付申請書（様式第十号）をその者の住所を管轄する都道府県労働局長に提出し、手帳の再交付を受けなければならない。

2 手帳を損傷した者が前項の申請をするときは、当該申請書にその手帳を添えなければならぬ。

3 手帳所持者は、手帳の再交付を受けた後、滅失した手帳を発見したときは、すみやかに、これを第一項の都道府県労働局長に返還しなければならない。

(手帳の返還)

第六十条 手帳所持者が死亡したときは、当該手帳所持者の相続人又は法定代理人は、遅滞なく、手帳をその者の住所を管轄する都道府県労働局長に返還しなければならない。

がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における疾病等について

○ 労働基準法施行規則別表第1の2第7号

「がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における疾病」

1. ベンジシンにさらされる業務による尿路系腫瘍
2. ベータ-ナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍
3. 4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
4. 4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
5. ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん
6. ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん
7. 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫
8. ベンゼンにさらされる業務による白血病
9. 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫
10. 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん
11. オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
12. マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
13. コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん
14. クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん
15. ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん
16. 硒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん
17. すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん
18. 1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病

○ 労働基準法施行規則別表第1の2第8号の規定に基づく厚生労働大臣の指定する疾病

- 一 超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患
- 二 亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん
- 三 ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍